

燕市障がい者基幹相談支援センター
令和6年度事業実績報告及び
令和7年度事業実施計画について

燕市障がい者自立支援協議会

1 令和6年度事業実施計画

燕市が目指す
相談支援体制について

- 💡 複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できるような体制の構築
- 💡 相談支援専門員の資質向上及び相談支援事業所の相談支援力の向上
⇒ソーシャルワークの担い手としてのスキルアップ

センター機能の一部を民間事業所(地域生活支援センターやすらぎ)に委託し、体制整備に向けた取組を官民協働で実施。

【令和6年度の主なポイント】

※「燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」における方向性・成果目標を踏まえたものです。

相談支援事業所の人材育成の支援



市内相談機関連絡会、相談支援専門員研修等の取組を引き続き継続し、相談支援事業所単位での質の向上・支援力の向上を目指します。

NEW

個別事例の支援内容の検証



相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため「市町村（基幹相談支援センター）が、モニタリング結果の検証を行うことが望ましい」とされていることから、新規事業として具体的な取組を進めていきます。

地域の支援体制強化



福祉施設や精神科病院等からの地域移行への取組のほか、ピアサポートの普及・促進など地域全体の支援体制の強化に向けた取組をより一層進めていきます。



地域生活支援拠点コーディネート

2 令和6年度事業実績報告

(1) 総合的・専門的な相談支援 障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な支援を行いました。

事業名	実績等 ※集計期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
相談支援 (総合相談・専門相談)	<p>・実人数 217 人 【内訳】下図1参照 ※前年同期 実人数 259 人</p> <p>・延べ支援件数 748 件 【内訳】下図2参照 ※前年同期 延べ支援件数 712 件</p> <p>実人数は全体としては前年に比べ減少傾向であるが、「発達障がい」のみ増加している。(図1 障がい種別)また、延べ支援件数も前年に比べ全体としては減少傾向であるが、「関係機関」の件数が前年よりもさらに増加している。(図2 支援方法の内訳)本人・家族支援はもちろんのこと、センターの役割である「地域の相談支援体制の強化」の取組を通じて相談支援事業所等のフォローアップを実践している。</p>

図1 障がい種別 (人)

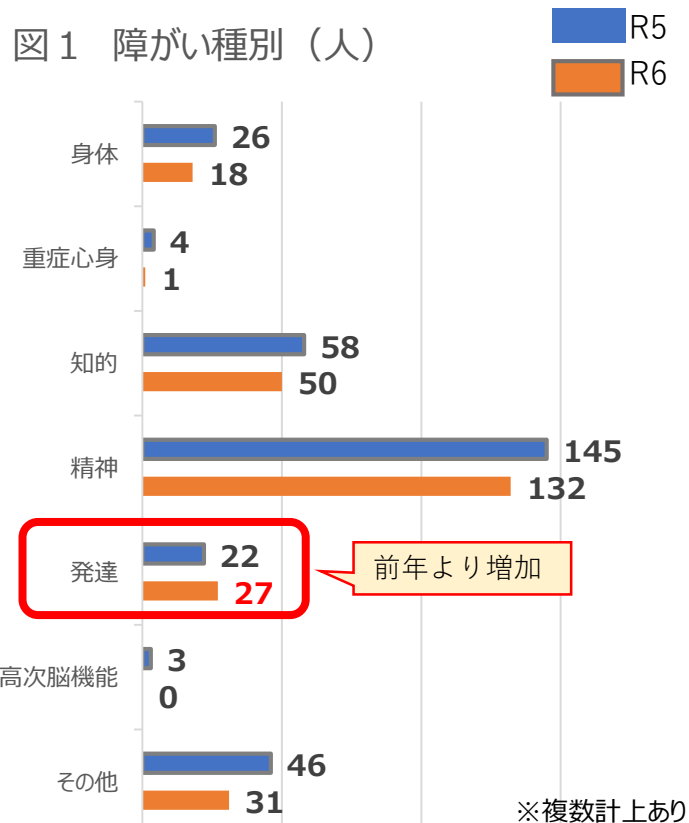


図2 支援方法の内訳 (件)

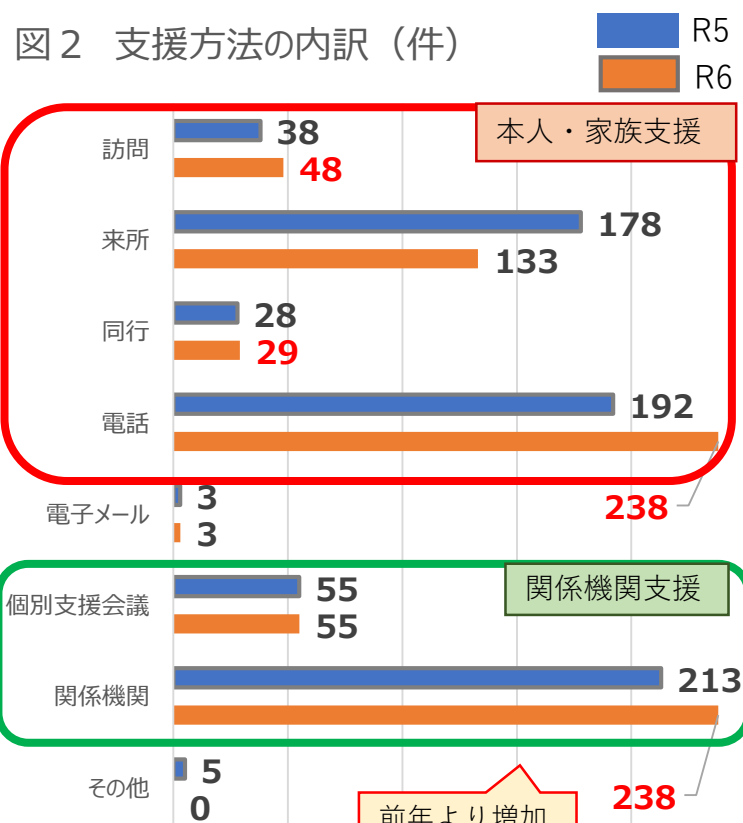
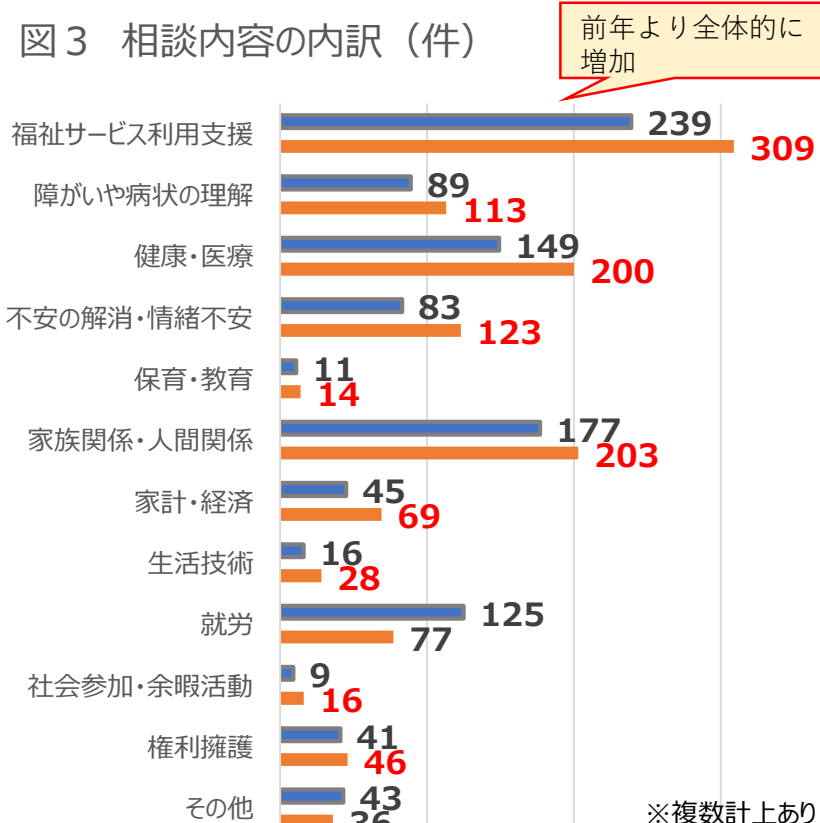


図3 相談内容の内訳 (件)



(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

第7期燕市障がい福祉計画の成果目標の中で挙げられている「個別事例の支援内容の検証」等を新たに新規事業として追加し取組を進めてきました。また、昨年度より新たに加わった地域生活支援拠点コーディネート業務と連動しながら相談支援体制の強化を図りました。

項目	事業名	実績等
相談支援事業所の人材育成の支援	相談支援事業所への助言・指導 (管理者面談・ケース検討会への参加)	<p>(管理者面談) 市内相談支援事業所のうち面談を希望する管理者等を対象とし、事業運営等の相談に対応する事業だが、今年度は希望者がいなかったため、未実施となった。</p> <p>(ケース検討会への参加) 相談支援事業所が開催する事例検討会へ依頼に応じて出席し、助言を行った。 ➡対応件数：1件</p>
	相談支援専門員研修	<p>①8/30 『相談支援専門員に求められる相談面接における対応力について 講義編』 講師：こころと発達のカケア相談室 すいみいはうす 臨床心理士 佐藤 浩平 様 ➡相談面接の基本である、アセスメントや課題整理における重要な視点について学んだ。事例を通して課題整理と支援方針の立案について体験し、理解を深めることができた。</p> <p>②11/8 『相談支援専門員に求められる相談面接における対応力について 実践編』 講師：こころと発達のカケア相談室 すいみいはうす 臨床心理士 佐藤 浩平 様 ➡相談面接場面のロールプレイにより、カウンセリング技法のポイントを体験的に学ぶことができた。</p>
	市内相談支援機関連絡会	<p>『個別の相談支援から地域づくりへ（ケースワークとソーシャルワークの実践）』を主な目的とした連絡会（地域づくり検討会）を実施。 地域づくり検討会：6回 ➡各相談支援事業所が輪番制で事例提供し、地域課題について検討した。 オリエンテーション：1回、令和6年度の振り返り：1回</p>

「相談支援専門員研修」の様子です！
講義だけではなく、グループワークを取り入れるなど、より実践的な研修となるよう工夫しながら実施しました。



項目	事業名	実績等
相談機関との連携強化の取組	地域の相談機関との連携強化	障がい分野以外の相談機関（高齢分野、生活困窮、ひきこもりなど）との連携を目的とした会議・研修会へ参加し、連携強化を図った。 ➡参加件数：9件
個別事例の支援内容の検証	モニタリング結果の検証・点検	チェックリスト等を用いて相談支援専門員が作成した計画、モニタリング報告書に関する点検を実施した。また、相談支援専門員個別面談を通じて適切なケアマネジメントが実施されているかどうか検証を進め、必要な助言・指導等を実施した。検証・点検の際は相談支援専門員が自らの日頃の支援を客観的に振り替えられるよう自己点検評価を加えるなどの工夫を行った。 対象者：市内全相談支援専門員 ※基幹センター職員と市内相談支援事業所の主任相談支援専門員が協力し実施。
主任相談支援専門員の配置	主任相談支援専門員の配置	人材育成等を含んだ相談業務全般のマネジメント能力、社会資源の開発・連携や、地域社会への働きかけ等の役割を担う主任相談支援専門員の配置を積極的に進めた。 ➡2名の配置。(R7.1現在)
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組として事例検討を実施。市内相談支援機関連絡会（地域づくり検討会）で検討した地域課題から、基幹相談支援センターが提出課題を抽出し、相談支援専門員が協議会で説明した。 協議会から情報提供や助言等を受けることはできたが、地域づくりにつなげるために有効な事例検討の方法については工夫が必要。 ➡参加回数：1回
	相談支援専門部会の企画・運営	（相談支援専門部会） 相談支援事業の円滑な運用や各分野の相談機関との連携強化等のため、地区担当制の検討を進めた。また、相談支援専門員の質・知識の向上に関する取組や地域課題として挙げられている障がい児通所支援の調整等に関する対応への取組を実施した。 ➡全3回

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

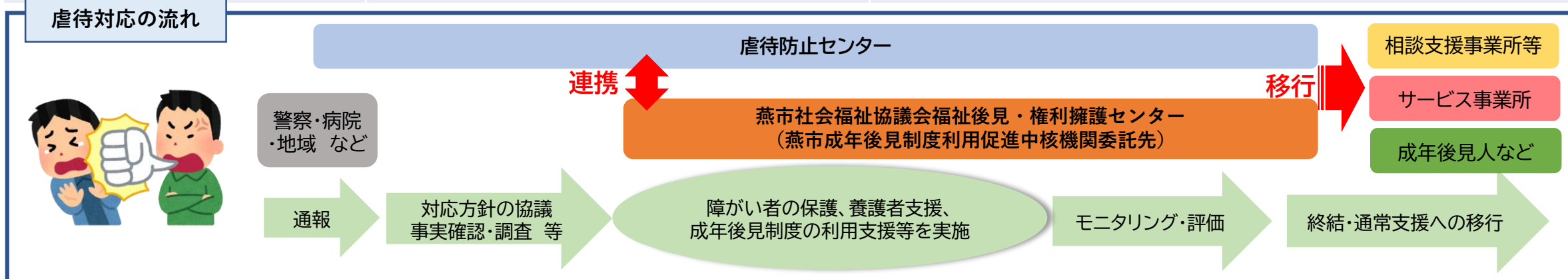
福祉施設や精神科病院からの**地域移行に向けた普及啓発**や障がいのある人の地域生活を支える**体制強化に向けた取組**を継続して行います。

項目	事業名	内容
地域移行に向けた普及啓発 体制整備に係るコーディネート 地域の支援体制強化	ピアサポート促進に向けた取組	(つばめで語ろう～地域活動支援センター交流会 inやすらぎ) 12/16開催。地域活動支援センターにおけるピアサポート活動の実践報告、当事者2名によるリカバリーストーリーの発表、グループ別の語り合いを行った。 参加者：23人（うち利用者：12人、支援者：10人） ➡ピアグループの体験により重要性を実感でき、交流会の継続や発展を求める意見が多かった。今後もピアサポート活動の促進強化の取り組みを継続していく。
	精神科病院等への訪問	①白根緑ヶ丘病院（7/31）、②南浜病院（10/24）を訪問。精神科病院からの地域移行に向けた普及啓発として、地域の社会資源の紹介、長期入院患者等の状況把握、地域移行に関する課題共有・意見交換を行った。 ➡長期入院患者の退院に向け、地域の支援者とつながりを作り、退院したいと思える地域の魅力発信を行っていく必要があると共通認識を図った。
	福祉施設からの地域移行	強度行動障がいのある方の地域移行の促進や生活介護を提供する事業所の強度行動障がいのある方の受入をより一層促進するため、他自治体等の取組を研究するとともに取組について検討を行った。 ➡生活介護事業所の体験利用や本利用後のフォロー等に向けた検討を継続していく。
	県央圏域障害者生活支援連絡調整会議への参画	「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築支援部会」への参画：3回

(4) 権利擁護・虐待の防止

虐待に関する通報または届出を受理し、関係機関と連携して本人及び養護者等に対する支援を行うとともに、権利擁護のための取組を行いました。

項目	事業名	内容
障がい者虐待防止センターの運営	虐待防止に向けた取組	(センターの運営)
	虐待に関する通報または届出受理	通報件数：32件（前年同期 32件）※P13参照
	虐待発生時の本人及び養護者等への支援	虐待種別の内訳、通報者の内訳ともに前年同様に「養護者」「警察」が多く、国や新潟県と同様の傾向が見られている。家庭における被虐待者と虐待者の人間関係（夫婦・親子間のトラブル等）が要因となり、通報に繋がる事案が多い。 →引き続き関係機関と連携しながら、虐待の未然防止・早期対応等を進めていく必要がある。
権利擁護に関する相談及び専門的支援	権利擁護に関する相談支援	(権利擁護に関する相談及び専門的支援) 障がい者虐待が発生した際や、成年後見制度に関する困難事案等において、燕市社会福祉協議会福祉後見・権利擁護センター（燕市成年後見制度利用促進中核機関委託先）と連携し対応を進めている。 →今後も連携を強化し、地域における複雑多様化するケースへの対応を進めていく。



3 令和7年度事業実施計画

燕市が目指す
相談支援体制について

複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できるような体制の構築



相談支援専門員の資質向上及び相談支援事業所の相談支援力の向上
⇒ソーシャルワークの担い手としてのスキルアップ

【ポイント】 **官民協働の促進と地域に根差した相談支援体制**へ向けた体制の強化

① **基幹相談支援センター機能の一部機能委託先の拡充（1事業所⇒4事業所へ）**

➡地域生活支援センターやすらぎへの一部機能委託を拡充し、やすらぎに加え、新たに、相談支援センターアリス、相談支援事業所つばくろ、相談支援事業所はばたきへ委託。
（相談支援事業所ひまわりについては、新たに「医療的ケア児等総合支援事業」を委託）

② **相談支援の地区担当制の拡充**

➡相談支援専門部会を中心に検討を進め、令和5年6年の2年間試験運用を実施。
令和7年4月より本格運用開始予定。

③ **地域の相談機関等とのさらなる連携強化**

➡協議会（各種部会）の企画・運営や、各種の相談機関等との連携会議の開催・参画の取組を強化し、関係機関との緊密化を図るとともに地域づくりを進める。



3 令和7年度事業実施計画

(1) 総合的・専門的な相談支援

障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

項目	事業名	内容
総合的・専門的な相談支援	相談支援（総合相談・専門相談）	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を実施。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

令和6年度までの取組を継続しながら、市内相談支援機関連絡会などの事業内容の検証を図り、更なる活性化を目指します。

項目	事業名	内容
相談支援事業所の人材育成の支援	相談支援事業所への助言・指導	・主任相談支援専門員連絡会議（仮称）（年1～2回）の開催 ・相談支援事業所内のケース検討会への参加
	相談支援専門員研修	・年に2回開催（専門家を招いての実践的な研修を予定）
	市内相談支援機関連絡会	・定例会（「地域づくり検討会」）で事例検討を実施するとともに、地域課題の整理・課題解決に向けた取組について検討を行う。
個別事例の支援内容の検証	モニタリング結果の検証・点検	・チェックリスト等を用いて相談支援専門員の作成した計画、モニタリング報告書に関する点検を実施する。 ・相談支援専門員個別面談を通じて適切なケアマネジメントが実施されているかどうか検証を進める。 対象者：市内全相談支援専門員
主任相談支援専門員の配置	主任相談支援専門員の配置	・人材育成等を含んだ相談業務全般のマネジメント能力、社会資源の開発・連携や、地域社会への働きかけ等の役割を担う主任相談支援専門員の配置を積極的に進める。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支事業所の参画による事例検討の実施	・地域生活支援拠点連絡調整会議または基幹相談支援センターにより把握された事例を協議会において検討することで、協議会の活性化を図る。

(3) 自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関・関係機関等との連携緊密化の取組等を継続して行っています。

項目	事業名	内容
関係機関との緊密化の取組	協議会（各種部会）の企画・運営	複雑多様化する地域課題等に対し、ソーシャルワークの担い手として、障がい福祉係や地域の支援者等と連携を密に図りながら主体的に参画を進めていく。
地域の相談機関との連携強化の取組	各種の相談機関等との連携会議の開催・参画	障がい分野以外の相談機関（高齢分野、児童分野、生活困窮、ひきこもり、医療・保健、就労など）との連携を目的とした会議・研修会への参加。
他地域の支援機関等、障がい福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組	各種の相談機関等との連携会議の開催・参画（再掲） 県央圏域の各種会議等への参画	圏域にかかる各分野の会議に積極的に参加し、他地域の支援機関等とも顔の見える関係づくりを構築していく。

(4) 権利擁護・虐待の防止

虐待に関する通報または届出を受理し、関係機関と連携して本人及び養護者等に対する支援を行うとともに、権利擁護のための取組を行います。

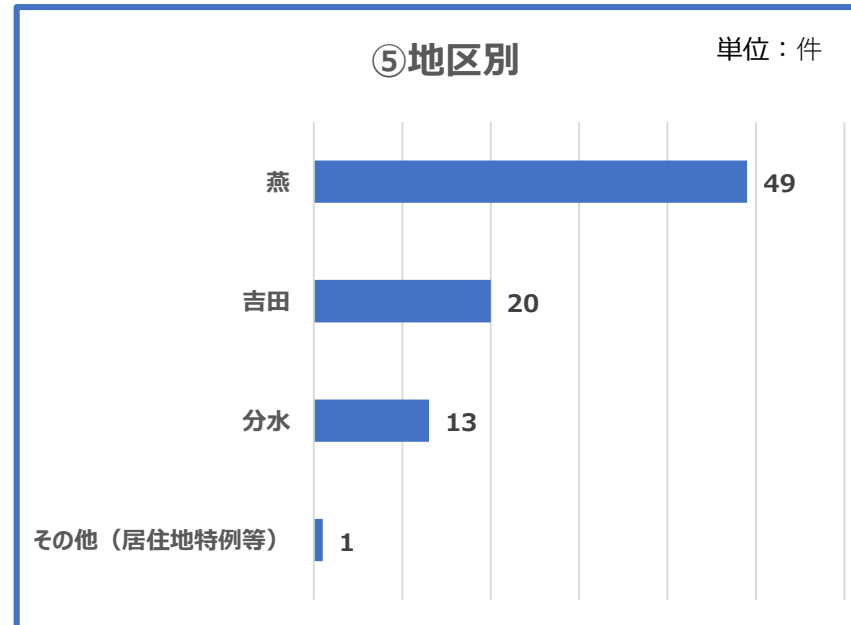
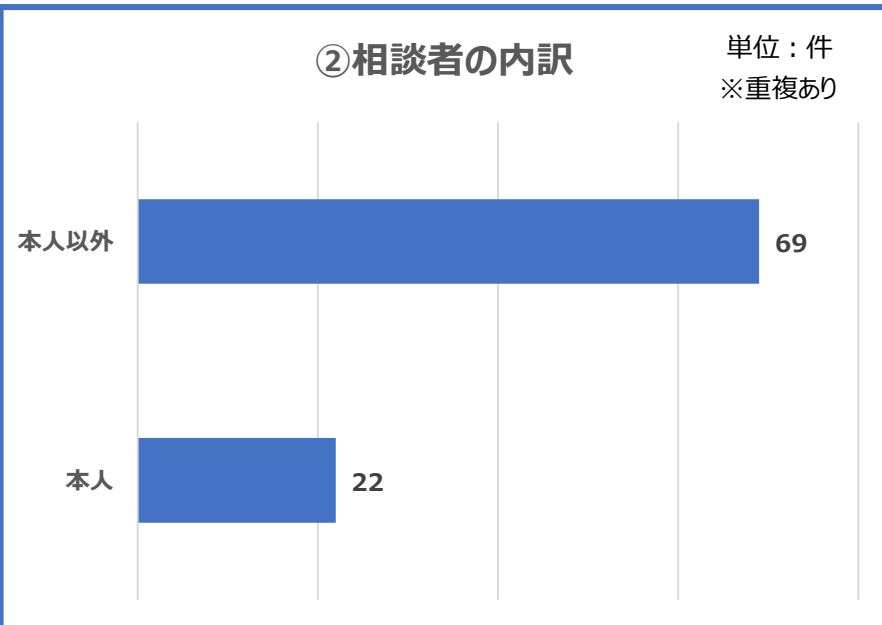
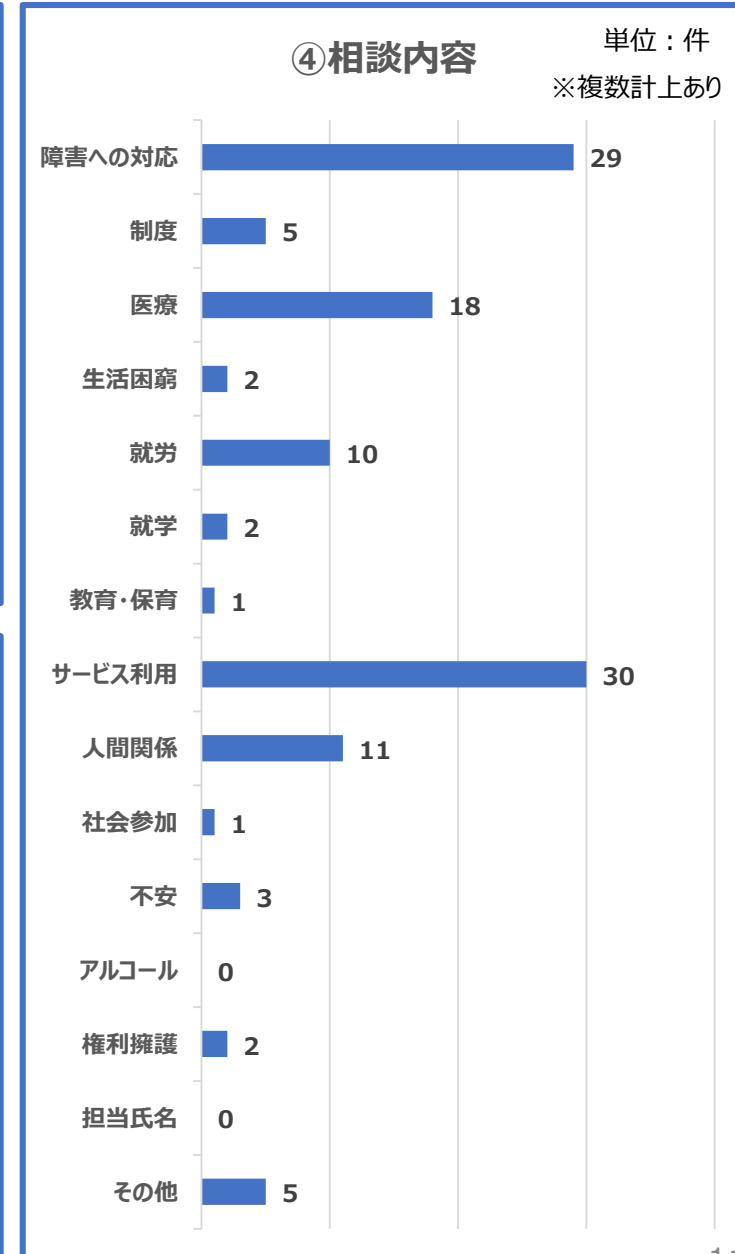
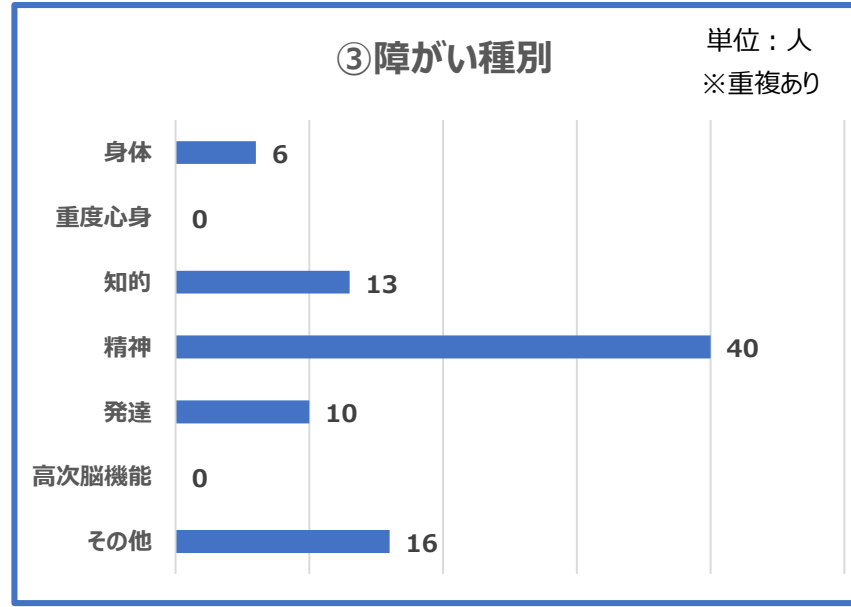
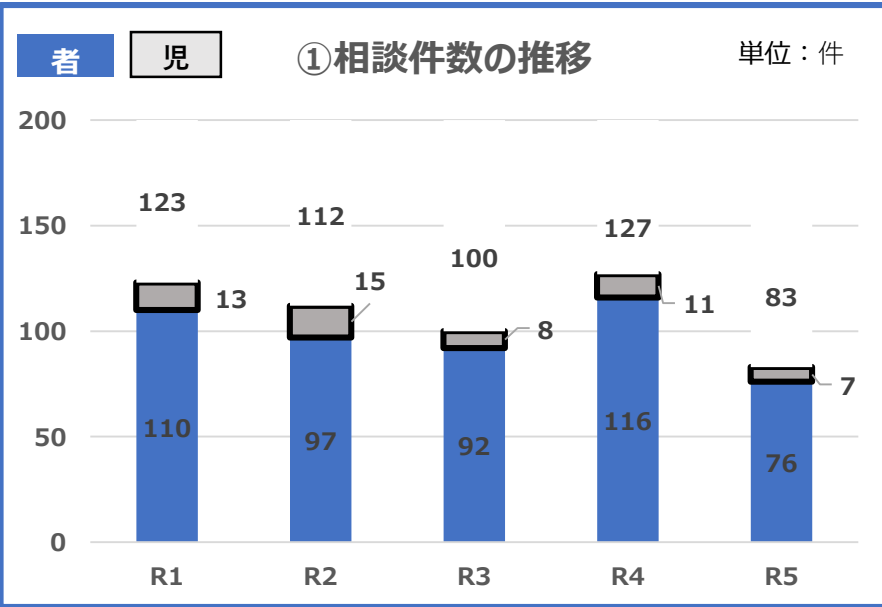
項目	事業名	内容
障がい者虐待防止センターの運営	虐待防止に向けた取組	虐待リスクの高い世帯への積極的なアプローチ支援、緊急時の受入先の確保に向けた取組（障がい福祉係と協働で実施）など、地域生活支援拠点等整備事業の運営と合わせて取組を実施する。
	虐待に関する通報または届出受理	
	虐待発生時の本人及び養護者等への支援	
権利擁護に関する相談及び専門的支援	権利擁護に関する相談支援	燕市社会福祉協議会福祉後見・権利擁護センター（燕市成年後見制度利用促進中核機関委託先）と連携し、相談対応を進める。

參考資料

1. 新規相談・初期相談の状況

参考資料

※集計期間 R6年4月1日～R7年3月31日

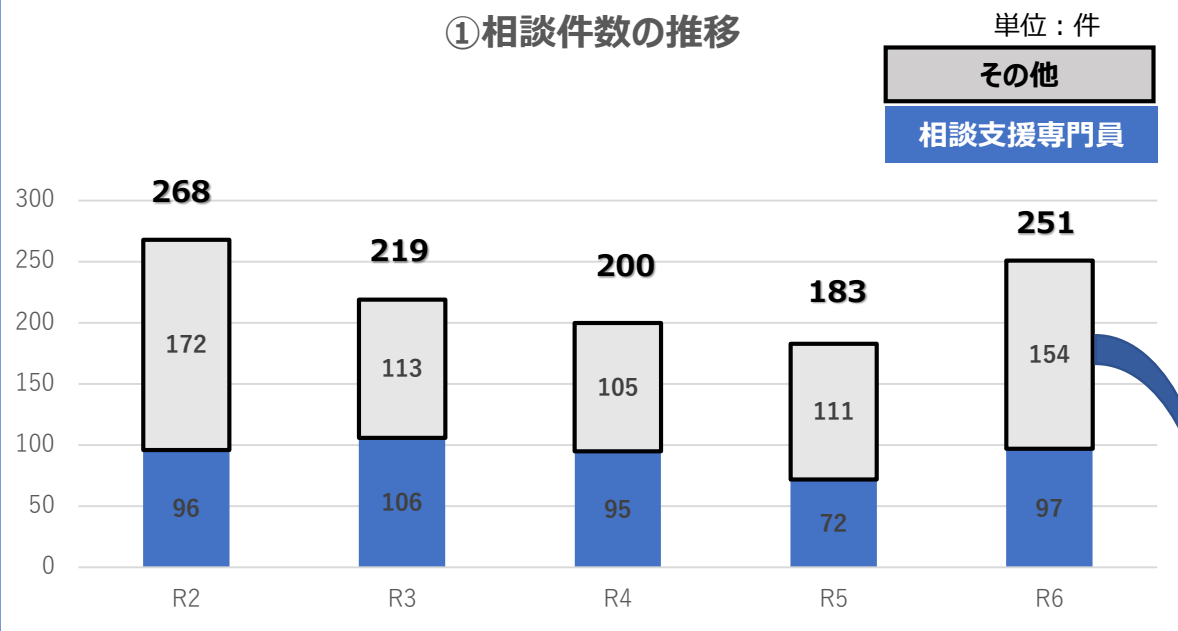


2. 関係機関からの相談状況

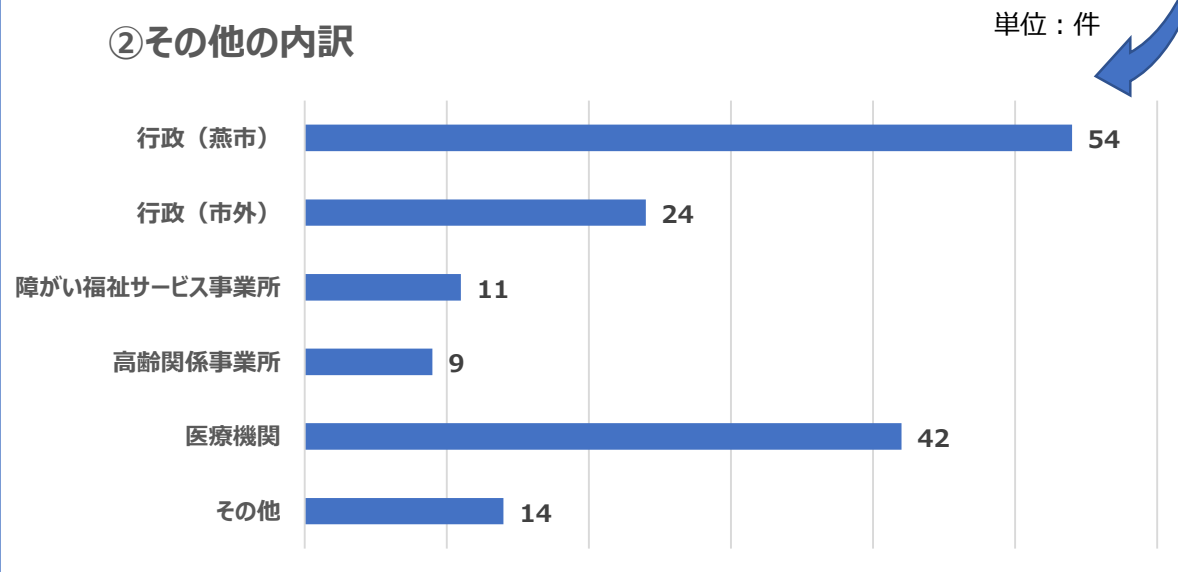
※集計期間 R6年4月1日～R7年3月31日

参考資料

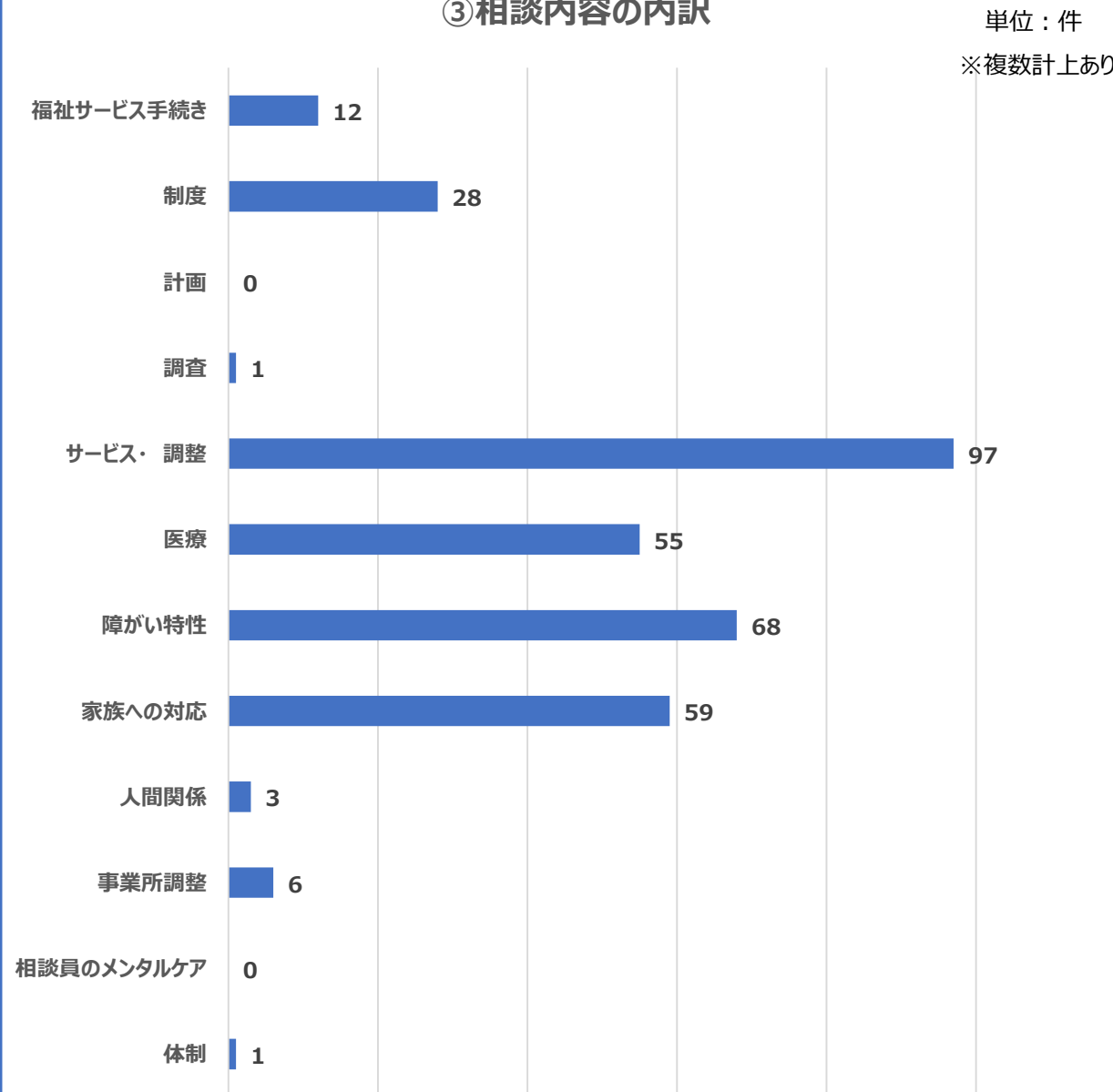
①相談件数の推移



②その他の内訳



③相談内容の内訳



3. 障害者虐待の状況

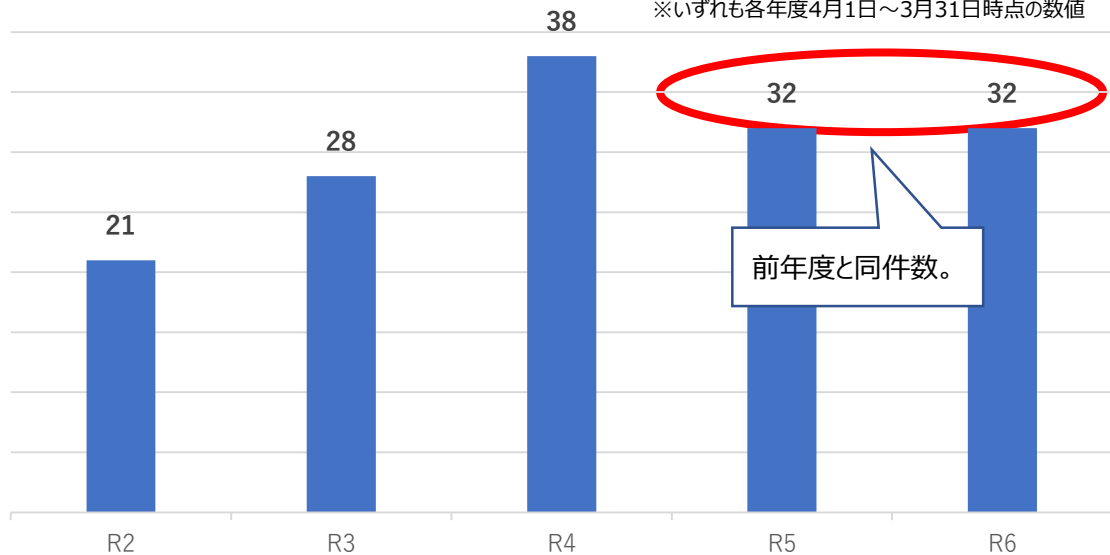
※集計期間R6年4月1日～R7年3月31日

参考資料

①虐待通報件数の推移

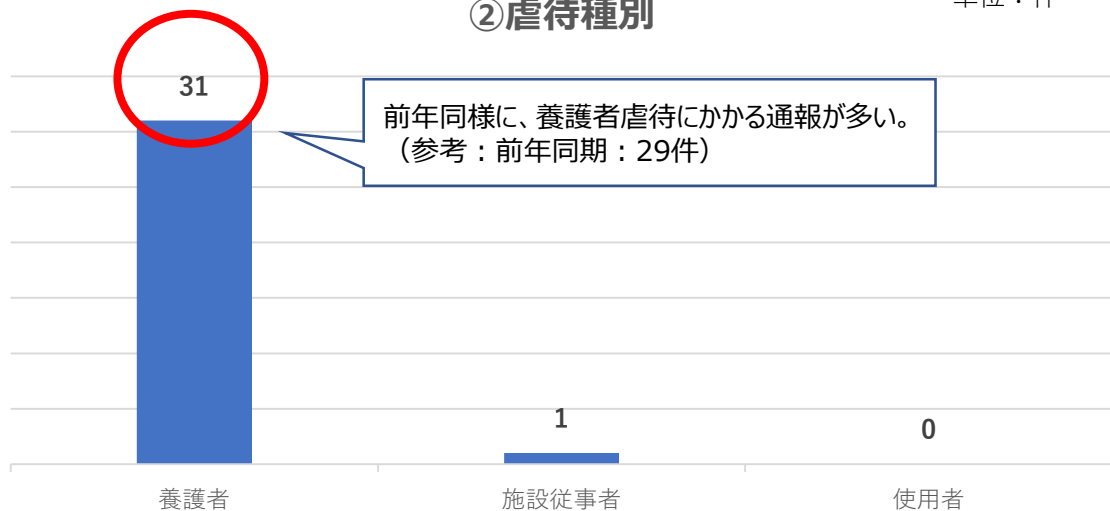
単位：件

※いずれも各年度4月1日～3月31日時点の数値



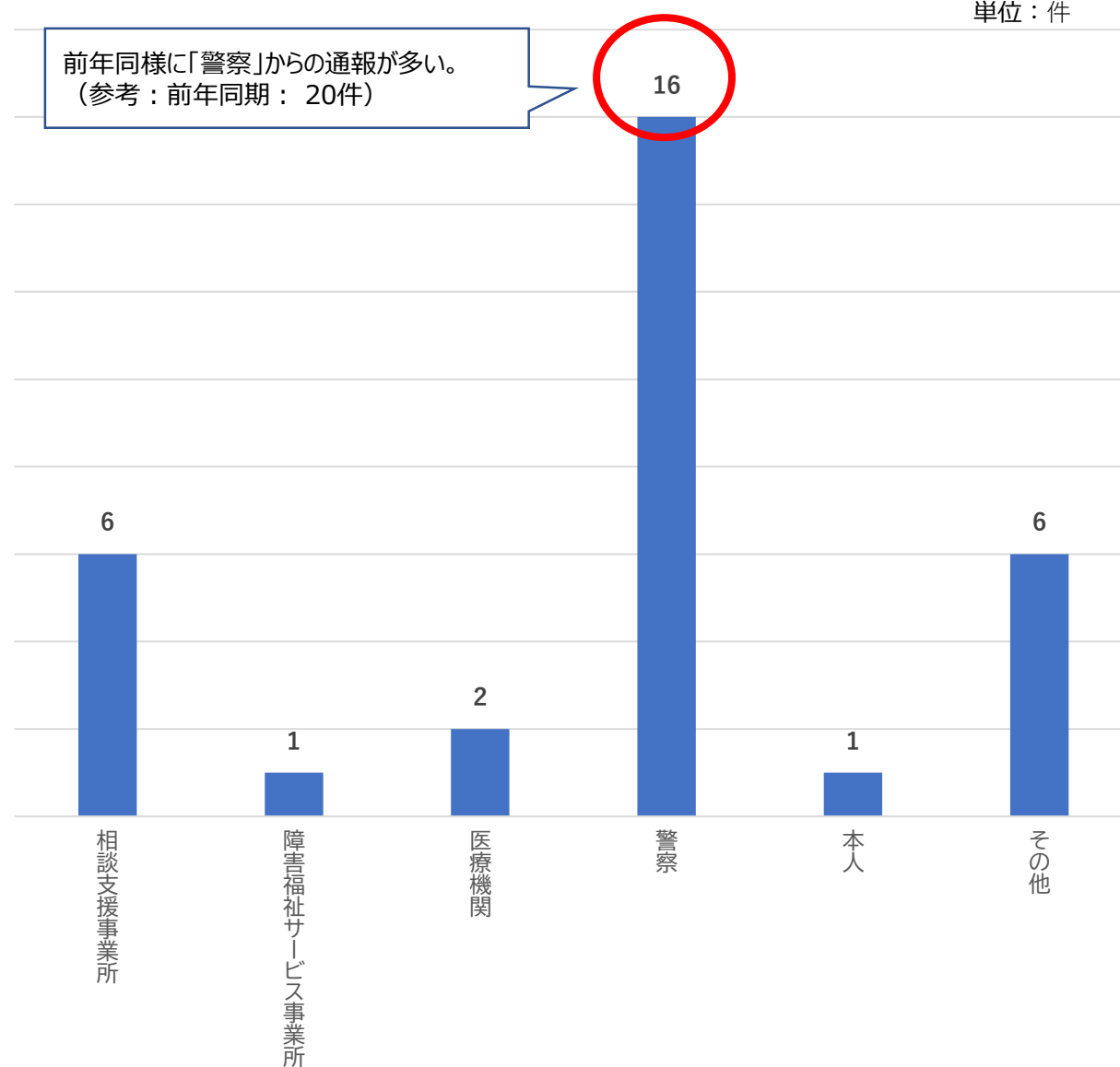
②虐待種別

単位：件



③通報の内訳

単位：件



『配布チラシ』イメージ図 (案)

表

裏

【配布予定先】

- ・燕市役所
- ・市内相談支援事業所
- ・市内障がい福祉サービス事業所
- ・地域包括支援センター 等

※窓口配布の他、ホームページでの周知や各種会議での説明等を予定しています。

相談支援専門部会にて
地区担当制に関する
検討を進めるとともに
チラシを作成しました！

(令和7年4月より)

障がいのある方の相談窓口について

燕市では、障がいのある方や家族等の相談を地区担当の相談支援事業所に相談することができます。

担当地区	障がい福祉サービス利用に関する 相談先(相談窓口)	障がい福祉サービス利用以外の 相談先(相談窓口)
燕地区 (旧燕市)	【相談支援センターアリス】 〒959-1281 燕市桜町5番地 TEL:0256-66-0017 【相談支援事業所はばたき】 〒959-1265 燕市道金1160番地 TEL:0256-64-7738 【つばめ療育館】 ※児童(18歳未満)のみ 〒959-1263 燕市大曲2448番地1 TEL:0256-47-4113	【相談支援センターアリス】 〒959-1281 燕市桜町5番地 TEL:0256-66-0017 【相談支援事業所はばたき】 〒959-1265 燕市道金1160番地 TEL:0256-64-7738
吉田地区 (旧吉田町)	【相談支援事業所ひまわり】 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 TEL:0256-77-6001 【地域生活支援センターやすらぎ】 〒959-0242 燕市大保町25番15号 TEL:0256-94-7486	【相談支援事業所ひまわり】 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 TEL:0256-77-6001 【地域生活支援センターやすらぎ】 〒959-0242 燕市大保町25番15号 TEL:0256-94-7486
分水地区 (旧分水町)	【相談支援事業所つばくろ】 〒959-0111 燕市横田13604番地 つばくろの里内 TEL:0256-61-6060 【つばめ療育館】 ※児童(18歳未満)のみ 〒959-1263 燕市大曲2448番地1 TEL:0256-47-4113	【相談支援事業所つばくろ】 〒959-0111 燕市横田13604番地 つばくろの里内 TEL:0256-61-6060

※すでに担当の相談支援事業所がある場合、今の相談窓口を変更する必要はありません。
 ※地区担当相談窓口以外の事業所への相談を希望される方は、その旨を希望する事業所にお伝えください。

【お問い合わせ先】

①18歳以上の方に関する相談
 燕市社会福祉課 障がい福祉係 TEL:0256-77-8172

②18歳未満の方に関する相談
 燕市子育て応援課 とも福祉係 TEL:0256-77-8186

(令和7年4月より)

相談支援事業所ひまわり
〒959-0242
燕市吉田大保町25番15号
TEL:0256-77-6001

地域生活支援センターやすらぎ
〒959-0242
燕市吉田大保町25番15号
TEL:0256-94-7486

相談支援センターアリス
〒959-1281
燕市桜町5番地
TEL:0256-66-0017

相談支援事業所はばたき
〒959-1265
燕市道金1160番地
TEL:0256-66-7738

相談支援事業所つばくろ
〒959-0111
燕市横田13604番地
TEL:0256-61-6060

つばめ療育館
〒959-1263
燕市大曲2448番地1
TEL:0256-47-4113
※障がい児のみ